

議案第 9 4 号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 9 条第 3 項第 5 号中「社会福祉学」を「、社会福祉学」に改め、「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 3 項第 5 号の改正規

定は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で市長が適当と認めたものを加えること等のため、この条例を制定するものである。